

鹿屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

鈴 原 拓 男

鹿屋市条例第 2 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第13号

鹿屋市職員の給与に関する条例の一部改正について

鹿屋市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「当該職員の勤務距離に応じ、支給単位期間につき55,000円を超えない範囲内において、規則で定める額」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内において、当該職員の自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「）の合計額」を「）及び前項第1号に定める額の合計額」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

令和 7 年 8 月 7 日に行われた人事院勧告等を踏まえ、一般職の職員の通勤手当の改正を行いたいので、本案を提出するものである。